

F A 1 8 戦闘攻撃機の大量飛来に抗議し、訓練の即時中止、爆音被害の解消を求める抗議決議

米空軍嘉手納基地に、6月6日から23日間の予定で、米海兵隊岩国基地所属のF A 1 8 戦闘攻撃機22機が飛来すると連絡があり、すでに大半の戦闘機が飛来し、訓練を実施している。これら戦闘機の大量飛来は昨年5、6、8月に続くもので嘉手納基地での恒常化をねらい、実質的な常駐配備と言わざるをえない。「通常訓練」の名の下に実施される外来機の飛来、訓練は嘉手納基地の機能強化と町民への爆音被害の増大につながるものであり、いかなる理由といえども絶対容認することはできない。またF A 1 8 戦闘攻撃機はこれまで国際的に禁止されている大量殺傷兵器「クラスター弾」を訓練で使用しており、今回の訓練期間中も使用される可能性が高く、使用を中止すべきである。

現在、嘉手納基地では、連日F 1 5 戦闘機やF A 1 8 戦闘攻撃機などが訓練を続け、住民地域に早朝から猛爆音の被害を与え、訓練開始の6日午後5時までに屋良地域で昨年一日平均(70デシベル以上)111回を超える137回を記録。午前10時過ぎには、101.9デシベルの猛爆音が発生するなど町民の騒音被害を拡大し、生活環境を破壊している。さらに、最近、外来機を含め嘉手納基地の航空機の排気ガスなど悪臭が住民地域に流入する事態がひどくなり、健康被害への不安や怒りが広がっており、町民は強い憤りを覚えている。嘉手納基地では、F 2 2 A ラプターの長期駐留による訓練激化、パラシュート降下訓練の無通告実施など機能強化が進み、町民の怒りが噴出している中でのF A 1 8 戦闘攻撃機の大量飛来であり、米軍の無神経、理不尽な態度に強く抗議し、訓練の即時中止を求めるものである。これ以上、外来機の無制限な飛来、訓練を断じて容認することはできない。

よって、嘉手納町議会は、町民の生命、安全、平穏な生活環境を守る立場から、F A 1 8 戦闘攻撃機の大量飛来に抗議し、下記事項の速やかな実現を図るよう強く求めるものである。

記

- 1 F A 1 8 戦闘攻撃機の嘉手納基地への飛来をやめ、訓練を即時中止すること。
- 2 大量殺傷兵器「クラスター弾」のいっさいの使用をやめ、即時撤去すること。
- 3 「騒音防止協定」を厳守し、騒音被害の解消策を確立すること。
- 4 航空機排気ガス等悪臭の住民地域への流入除去の具体策を講じ、公表すること。
- 5 嘉手納基地の負担軽減を確実に実施し、機能強化をやめること。

以上、決議する。

平成23年6月15日
沖縄県嘉手納町議会

《あて先》

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米国総領事
在日米軍沖縄地域調整官 嘉手納基地第18航空団司令官
第1海兵航空団司令官 沖縄県議会議長

F A 1 8 戦闘攻撃機の大量飛来に抗議し、訓練の即時中止、爆音被害の解消を求める意見書

米空軍嘉手納基地に、6月6日から23日間の予定で、米海兵隊岩国基地所属のF A 1 8 戦闘攻撃機22機が飛来すると連絡があり、すでに大半の戦闘機が飛来し、訓練を実施している。これら戦闘機の大量飛来は昨年5、6、8月に続くもので嘉手納基地での恒常化をねらい、実質的な常駐配備と言わざるをえない。「通常訓練」の名の下に実施される外来機の飛来、訓練は嘉手納基地の機能強化と町民への爆音被害の増大につながるものであり、いかなる理由といえども絶対容認することはできない。またF A 1 8 戦闘攻撃機はこれまで国際的に禁止されている大量殺傷兵器「クラスター弾」を訓練で使用しており、今回の訓練期間中も使用される可能性が高く、使用を中止すべきである。

現在、嘉手納基地では、連日F 1 5 戦闘機やF A 1 8 戦闘攻撃機などが訓練を続け、住民地域に早朝から猛爆音の被害を与え、訓練開始の6日午後5時までに屋良地域で昨年一日平均（70デシベル以上）111回を超える137回を記録。午前10時過ぎには、101.9デシベルの猛爆音が発生するなど町民の騒音被害を拡大し、生活環境を破壊している。さらに、最近、外来機を含め嘉手納基地の航空機の排気ガスなど悪臭が住民地域に流入する事態がひどくなり、健康被害への不安や怒りが広がっており、町民は強い憤りを覚えている。嘉手納基地では、F 2 2 A ラプターの長期駐留による訓練激化、パラシュート降下訓練の無通告実施など機能強化が進み、町民の怒りが噴出している中でのF A 1 8 戦闘攻撃機の大量飛来であり、米軍の無神経、理不尽な態度に強く抗議し、訓練の即時中止を求めるものである。これ以上、外来機の無制限な飛来、訓練を断じて容認することはできない。

よって、嘉手納町議会は、町民の生命、安全、平穏な生活環境を守る立場から、F A 1 8 戦闘攻撃機の大量飛来に抗議し、下記事項の速やかな実現を図るよう強く求めるものである。

記

- 1 F A 1 8 戦闘攻撃機の嘉手納基地への飛来をやめ、訓練を即時中止すること。
- 2 大量殺傷兵器「クラスター弾」のいっさいの使用をやめ、即時撤去すること。
- 3 「騒音防止協定」を厳守し、騒音被害の解消策を確立すること。
- 4 航空機排気ガス等悪臭の住民地域への流入除去の具体策を講じ、公表すること。
- 5 嘉手納基地の負担軽減を確実に実施し、機能強化をやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月15日
沖縄県嘉手納町議会